

令和8年度 木の香淡海の家推進事業（新設）

申請から完了までの流れ

助成事業者

1. 県内で建設業（建築一式）を営む者
2. 建築主と工事請負契約を結び住宅等の建築工事を行う者
3. 本事業の助成金申請書を提出し決定通知を受けた者

 申請者の手続き
 協議会の手続き

助成金交付申請書の提出
(様式第1号～第7-1)

申込条件

1. 「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針を参考にした木造住宅等であること。
2. 構造材などにびわ湖材を一定量以上使用した一戸建ての住宅、共同住宅、店舗または事務所等であること。
3. 助成対象となる使用木材は、本事業以外の国、県からの助成を受けていないこと。
4. 滋賀県内に自ら移住するためバリアフリーに配慮した住宅などを新設（新築、改築および増築等）すること。
5. 主要構造材などは、県内で木材業・製材業を営む県産材取扱事業者（びわ湖材取扱認定事業者）で製材されたものを使用すること。また、びわ湖材製品加工認定事業者で製材したびわ湖材製品も使用することができる。
6. 建築現場にのぼり旗等で「びわ湖材」使用している表示のPRを必ず行い、建築現場を見学会などにより「びわ湖材」利用のPRに努めること。
7. 建築基準法等のその他の関係法令に適合していること。

助成金交付申請書の添付書類

1. 木の香淡海の家推進事情助成金申請書（様式第1号）
2. 助成にかかる建築主の確認書（様式第2号）
3. びわ湖材使用内訳書（様式第3号-1,2）
4. 建物に利用した木材に係る炭素貯蔵量（様式第3号-3）
5. 建築現場位置図（様式第4号）
6. 「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備計画書（様式第5号）
7. バリアフリー計画書（様式第6号）
8. 事業計画書（様式第7-1号）
9. 建築確認済証の写し、または、建築確認機関が受けたことを証する書類の写し
10. 請負契約書の写し
11. 建築確認申請に使用した図面の写し、ならびに通柱の位置を明示した各階伏図等の各写しにびわ湖材使用部位を明記し部材ごとに着色した図面

申請内容の審査を行います。

審査会 助成金交付の決定

審査の結果、申請内容が適正であれば、助成金の交付の決定通知を行います。併せて説明会の開催日時を通知します。

(県産木材活用推進協議会)

助成金交付の決定通知 (様式第8号)

(県産木材活用推進協議会)

事業実施の注意事項等の説明をします。
(必ず出席してください)

説明会の開催

検査の前日までに提出
添付資料

びわ湖材活用住宅等確認申請書の提出
(様式第9号)

- ①びわ湖材証明書
- ②びわ湖材使用内訳書
(様式第3号-1,2,3)

上棟後速やかに使用状況の確認を受けること
(最終確認は令和9年3月18日まで)
現地確認時準備書類：納材伝票

びわ湖材等使用状況の確認

びわ湖材活用住宅等であることを確認

確認結果の通知 (様式第9号)

事業完了後速やかに提出
添付資料

事業実績報告書の提出
(様式第10号)

- ・事業実績書（様式第7-2号）
- ・びわ湖材使用内訳書の確認書類（びわ湖材証明書・納品書）等

実績報告が適当と認めるとき

助成金の確定 (様式第11号)

助成金の請求 (様式第12号)

指定の口座に振り込みます。

助成金の交付